

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面：「保護預り約款」

改訂日：平成28年5月28日改訂

旧	新
<p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「保護預り口座設定申込書」に<u>押捺された印影および</u>記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の<u>印鑑</u>、住所、氏名または名称、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)</p> <p>第12条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。</p> <p>(1) 保護預り証券を売却される時</p> <p>(2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があったとき</p> <p>【追加】</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第13条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の本人確認等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p><u>2 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要な事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符号する印影を押捺してご提出ください。</u></p> <p><u>3 前2項により、「印鑑証明書」のご提出を要する場合に、そのご提出ができないときは、当社が認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。</u></p> <p><u>4 前各項</u>によりお届け出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じられません。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当社は、次にあげる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 当社が、当社所定の<u>証書に押捺された印影とお届出印鑑が相違ないもの</u>と認め、保護預り証券をご返還した場合</p> <p>(2) 当社が、当社所定の<u>証書に押捺された印影がお届出印鑑と</u></p>	<p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「保護預り口座設定申込書」に記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の住所、氏名または名称、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)</p> <p>第12条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。</p> <p>(1) 保護預り証券を売却される時</p> <p>(2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があったとき</p> <p><u>(3) 当社が第10条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合</u></p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第13条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の本人確認等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p><u>2 前項</u>によりお届け出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じられません。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当社は、次にあげる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 当社が、当社所定の<u>手続きにおいて、不備がないもの</u>と認め、保護預り証券をご返還した場合</p> <p>(2) 当社が、当社所定の<u>手続きにおいて、不備があると判断し、</u></p>

<p><u>相違するため</u>、保護預り証券をご返還しなかった場合</p> <p>(平成 28 年 1 月現在)</p>	<p>保護預り証券をご返還しなかった場合</p> <p>(平成 28 年 5 月現在)</p>
---	---

以上